

ひとり親家庭高等職業訓練促進 資金貸付事業のご案内



高等職業訓練促進給付金の支給を受けて、養成機関に入学する方や養成機関修了後に資格を取得し、1年以内に「取得した資格が必要な業務」に従事し、栃木県内で引き続き5年間当該業務に従事する意思がある方の貸付制度です。



貸付対象者

栃木県内在住のひとり親家庭の親で、高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方



貸付金の返還免除

養成機関を修了後に資格を取得し、1年以内にその資格をもって就職し、栃木県内において5年間その職に就労した場合、貸付金の返還が免除されます

貸付金の種別

- ① 入学準備金50万円以内
養成機関への入学時に50万を上限に貸付
- ② 就職準備金20万円以内
養成機関を修了し、かつ、資格を取得し、1年以内に就職をする場合に20万円を上限に貸付



詳しくは、裏面を参照▶

貸付対象者

栃木県内在住のひとり親家庭の親で、高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方

- ①養成機関で修学を開始する方
- ②養成機関を修了し、栃木県内で取得した資格に必要な業務に5年間従事する方

貸付金の種別

- ①入学準備金50万円以内
養成機関への入学時に50万を上限に貸付
- ②就職準備金20万円以内
養成機関を修了し、かつ、資格を取得し、就職をする場合に20万円を上限に貸付

貸付金の返還免除

養成機関を修了後に資格を取得し、1年以内にその資格をもって就職し、栃木県内で5年間その職に就労した場合、貸付金の返還を免除します

養成機関の修業に係る資格

養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、国家試験等により取得する資格



看護師 准看護師 保育士 介護福祉士 作業療法士
理学療法士 歯科衛生士 美容師 社会福祉士
製菓衛生師 調理師 など



貸付条件

- ①連帯保証人を立てる場合 無利子
(連帯保証人は、県内に在住している方)
- ②連帯保証人を立てない場合 利子年1.0%

貸付金の返還方法

- ①月賦又は半年賦の均等払方式
- ②一括払い

貸付金の返還猶予(据置)期間

- ①養成機関に在学中
- ②養成機関を修了し、取得した資格に必要な業務に5年間就労するときなど

貸付契約の解除

- ①高等職業訓練促進給付金の支給を取り消されたとき
- ②退学したとき
- ③死亡したとき など

申し込み

◆公益財団法人 栃木県ひとり親家庭福祉連合会
〒320-0071 宇都宮市野沢町4番地1パルティ1階
※申請書等の書類が必要ですので、事前にご相談ください。

ご利用案内

◆開所時間 火曜日～日曜日 9:00～16:00
(月曜日、祝休日及び年末年始はお休みです)
※貸付要件等を面接・審査しますので、事前にご予約ください。

お問い合わせ

公益財団法人 栃木県ひとり親家庭福祉連合会
TEL 028-665-7801・7806
FAX 028-665-7802



ホームページへ